プロジェクト	収益認識 収益認識会計基準の適用上の課題に関する要望への対応
項目	本日の審議事項

本日の審議事項

1. 企業会計基準委員会は、企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」（以下「会計基準」という。）及び企業会計基準適用指針第 30 号「収益認識に関する会計基準の適用指針」（以下「適用指針」という。）（以下合わせて「会計基準等」という。）を 2018 年 3 月 30 日に公表し、2020 年 3 月 31 日に改正している。

2. 会計基準等においては、会計基準における定めが明確であるものの、これに従った処理を行うことが実務上著しく困難な状況が市場関係者により識別され、企業会計基準委員会に提起された場合には、別途の対応を図ることの要否を企業会計基準委員会において判断することとしている。

3. 今般、電気事業連合会より、別途の対応への要望に関する提起が行われたため、本日は、電気事業連合会から提起の内容についてご説明いただく（審議事項(1)-2、(1)-3,及び(1)-4)。

以　上